

議案第 43 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物エネルギー消費性能向上法」を「建築物省エネ法」に改める。

第 2 条第 1 項中「に基づく確認申請」を「第 6 条第 1 項の規定による確認の申請」に、「計画通知手数料」を「法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査（以下「確認申請等」という。）の手数料」に改め、同項の表中

「		「		
	8, 000 円		12, 000 円	
	19, 000 円		27, 000 円	
	41, 000 円		63, 000 円	
	63, 000 円		97, 000 円	
	107, 000 円	を	110, 000 円	に改め、同条第 2 項第 1 号中「次
	155, 000 円		160, 000 円	
	231, 000 円		239, 000 円	
	341, 000 円		352, 000 円	
	610, 000 円		630, 000 円	
」		」		

号に掲げる場合及び移転する」を「移転（同一敷地内における移転に限る。以下同じ。）をする」に改め、同項第2号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改め、同項第3号中「同一敷地内において」を削り、「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、「当該移転」の次に「、大規模の修繕又は大規模の模様替」を加え、同項第4号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改め、「同一敷地内において」を削り、「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、同条第3項中「確認又は通知」を「確認申請等」に、「8,000円」を「1件につき、第1項の表に定める床面積30平方メートル以内のものの手数料の額」に改め、同条第4項中「算定した」を「前項第2号又は第4号に掲げる変更により算定した」に、「にあつて」を「(床面積の増加により超える場合を除く。）」の「手数料の額」に、「する」を「して算定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、床面積が増加する場合の手数料の額は、変更前の床面積の合計に増加する床面積を加算した床面積を上限として算定する。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、確認申請等に係る建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかを併せて審査する場合の手数料の額は、1件につき、第1項に規定する手数料の額に次の表に掲げる手数料の額を加算した額とする。

区分	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	15,000円
	200平方メートルを超えるもの	16,000円
共同住宅等	300平方メートル以内のもの	27,000円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	66,000円
	5,000平方メートルを超えるもの	85,000円

備考 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

第2条の次に次の1条を加える。

(建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料)

第2条の2 法第87条の4において準用する建築設備に関する確認申請等(次項に規定する場合を除く。)の手数料の額は、建築設備1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 23,000 円

(2) 小荷物専用昇降機 8,000 円

2 確認申請等を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合の確認申請等の手数料の額は、建築設備1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 10,000 円

(2) 小荷物専用昇降機 5,000 円

第3条中「法に基づく」を削り、「確認申請又は計画通知手数料」を「確認申請等の手数料」に、「1件」を「工作物1件」に改め、「場合の」を削り、同条第2号中「確認又は通知」を「確認申請等」に改める。

第4条第1項中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「特殊工程」を「特定工程」に、「完了検査申請」を「法第7条第1項の規定による申請」に、「完了通知手数料」を「法第18条第20項の規定による通知に対する審査(以下「完了検査申請等」という。)

「 の手数料」に改め、同項の表中	「	17,000 円	「	29,000 円
		22,000 円		35,000 円
		36,000 円		58,000 円
		51,000 円		82,000 円
		67,000 円		88,000 円
		95,000 円		97,000 円
		171,000 円		177,000 円
		244,000 円		252,000 円

449,000 円

464,000 円

に改め、同条第2項中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「完了検査申請又は完了通知手数料」を「完了検査申請等の手数料」に改め、同項の表中

17,000 円
21,000 円
34,000 円
49,000 円
64,000 円
89,000 円
164,000 円
237,000 円
443,000 円

を

28,000 円
34,000 円
56,000 円
79,000 円
84,000 円
91,000 円
169,000 円
245,000 円
458,000 円

に改め、同条第3項中「同一敷

地内において」を削り、「を移転した」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした」に改め、「当該移転」の次に「、大規模の修繕又は大規模の模様替」を加える。

第5条中「法に基づく確認申請又は計画通知の」を削り、「中間検査申請」を「法第7条の3第1項の規定による申請」に、「特定工程工事終了通知手数料」を「法第18条第28項の規定による通知に対する審査の手数料」に改め、同条の表中

17,000 円
21,000 円
33,000 円
47,000 円
62,000 円
84,000 円
143,000 円
204,000 円

を

26,000 円
32,000 円
50,000 円
71,000 円
77,000 円
86,000 円
148,000 円
211,000 円

に改める。

391,000 円

404,000 円

第5条の次に次の1条を加える。

(建築物設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料)

第5条の2 法第87条の4において準用する建築物設備に関する完了検査申請等の手数料の額は、建築物設備1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小荷物専用昇降機以外の建築物設備 41,000 円

(2) 小荷物専用昇降機 24,000 円

第6条中「法に基づく」を削り、「完了検査申請又は完了通知手数料」を「完了検査申請等の手数料」に、「1件」を「工作物1件」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

第6条の2 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき、120,000 円とする。

第8条第3項中「規定に」を「規定」に改める。

第16条第2号中「非住宅建築物」の次に「(住戸以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。)」を加え、同号の表備考を削り、同条第3号中「複合建築物」の次に「(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)」を加え、同号の表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第17条中「建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項又は第13条第2項」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項」に、「基づく」を「よる」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分	1件あたりの手数料の額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物	その他の場合

			省エネ法第 29 条第 3 項 各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			5,000 円	36,000 円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が 1 戸のもの	5,000 円	36,000 円
		総戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	10,000 円	74,000 円
		総戸数が 5 戸を超え 10 戸以下のもの	17,000 円	104,000 円
		総戸数が 10 戸を超え 25 戸以下のもの	28,000 円	147,000 円
		総戸数が 25 戸を超え 50 戸以下のもの	48,000 円	211,000 円
		総戸数が 50 戸を超え 100 戸以下のもの	86,000 円	303,000 円
		総戸数が 100 戸を超え 200 戸以下のもの	137,000 円	411,000 円
		総戸数が 200 戸を超え 300 戸以下のもの	173,000 円	539,000 円

		総戸数が 300 戸を超えるもの	185,000 円	633,000 円
	共用部分	床面積が 300 m ² 以内のもの	10,000 円	117,000 円
		床面積が 300 m ² を超え 1,000 m ² 以下のもの	18,000 円	155,000 円
		床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの	28,000 円	194,000 円
		床面積が 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下のもの	86,000 円	303,000 円
		床面積が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	137,000 円	389,000 円
		床面積が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以下のもの	173,000 円	465,000 円
		床面積が 25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	541,000 円

備考

- 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 共同住宅等の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額

イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費	1 件当たりの手数料の額
------------	--------------

費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300㎡以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300㎡を超え 1,000㎡以内のもの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	137,000円	161,000円	348,000円	730,000円
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	173,000円	200,000円	418,000円	862,000円
25,000㎡を超えるもの	217,000円	249,000円	490,000円	984,000円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の額

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第 1 号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第 2 号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第 18 条中「建築物エネルギー消費性能向上法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項」を「建築物省エネ法第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項」に、「基づく」を「よる」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分	1 件あたりの手数料の額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同	その他の場合

			項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			3,000 円	18,000 円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	3,000 円	18,000 円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000 円	38,000 円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,000 円	54,000 円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,000 円	76,000 円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000 円	110,000 円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000 円	160,000 円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,000 円	219,000 円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,000 円	287,000 円
		総戸数が300戸を超えるもの	111,000 円	335,000 円
	共用	床面積が300 m ² 以内のもの	6,000 円	59,000 円
		床面積が300 m ² を超え	11,000 円	79,000 円

部 分	1,000 m ² 以下のもの		
	床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの	17,000 円	100,000 円
	床面積が 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下のもの	52,000 円	160,000 円
	床面積が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	82,000 円	208,000 円
	床面積が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以下のもの	104,000 円	249,000 円
	床面積が 25,000 m ² を超え るもの	130,000 円	292,000 円

備考 前条第 1 号の表の備考に準じる。

(2) 非住宅建築物の場合

	1 件当たりの手数料の額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合	その他の場合	
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	

	建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		る場合	
300㎡以内のもの	6, 000円	11, 000 円	50, 000 円	129, 000円
300㎡を超え 1, 000 ㎡以内のもの	11, 000 円	16, 000円	64, 000円	162, 000円
1, 000㎡を超え 2, 000 ㎡以内のもの	17, 000円	24, 000 円	85, 000円	210, 000円
2, 000㎡を超え 5, 000 ㎡以内のもの	52, 000円	62, 000円	142, 000円	305, 000円
5, 000㎡を超え 10, 000 ㎡以内のもの	82, 000円	95, 000円	188, 000円	379, 000円
10, 000㎡を超え 25, 000 ㎡以内のもの	104, 000円	118, 000円	227, 000円	449, 000円
25, 000 ㎡を超えるもの	130, 000円	147, 000円	268, 000円	514, 000円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額と

する。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の額

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の額	
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額	

第19条の見出し中「建築物エネルギー消費性能確保計画の」を「建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る」に改め、同条中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条（同規則第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の」を「建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項に規定する」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 住宅の場合

区分			1件あたりの手数料の額
一戸建ての住宅			9,000円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	9,000円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	19,000円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円
		総戸数が10戸を超え	38,000円

		25 戸以下のもの	
		総戸数が 25 戸を超え 50 戸以下のもの	55,000 円
		総戸数が 50 戸を超え 100 戸以下のもの	80,000 円
		総戸数が 100 戸を超え 200 戸以下のもの	109,000 円
		総戸数が 200 戸を超え 300 戸以下のもの	143,000 円
		総戸数が 300 戸を超えるもの	167,000 円
	共用部分	床面積が 300 m ² 以下のもの	29,000 円
		床面積が 300 m ² を超え 1,000 m ² 以下のもの	39,000 円
		床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの	50,000 円
		床面積が 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下のもの	80,000 円
		床面積が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	104,000 円
		床面積が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以下のもの	124,000 円
		床面積が 25,000 m ² を超えるもの	146,000 円

備考 第 17 条第 1 号の表の備考に準じる。

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積	1 件当たりの手数料の額	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外で行う建築物の床面積	建築物の非住宅部分の用途が工場等がある場合

の区分	(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。) である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300㎡以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300㎡を超え 1,000㎡以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000㎡を超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円

備考

- 1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める額とする。
- 2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額とする。
- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）

については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を合算した額とする。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の額とする。

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第20条中「建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項」を「建築物省エネ法第29条第1項」に、「基づく」を「よる」に、「一棟当たりの金額の合算」を「1棟ごとの手数料の額の合計額」に改め、同条ただし書中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第1号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同表備考第4項ア中「住戸部分及び」を削り、同条第2号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同表備考を削り、同条第3号の表を次のように改める。

1 棟当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第1号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第2号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第21条中「建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項」を「建築物省エネ法第31条第1項」に、「基づく」を「よる」に、「一棟当たりの金額の合算」を「1棟ごとの手数料の額の合計額」に改め、同条ただし書中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第1号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同条第2号の表中「一棟」を「1棟」に、「建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号」を「建築物省エネ法第30条第1項各号」に、「建築物

エネルギー消費性能向上法第 35 条第 1 項第 1 号」を「建築物省エネ法第 30 条第 1 項第 1 号」に改め、同表備考を削り、同条第 3 号の表を次のように改める。

1 棟当たりの手数料の額
住宅部分に応じた第 1 号の表に掲げる手数料の額及び非住宅部分に応じた第 2 号の表に掲げる手数料の額を合算した額

第 22 条を削り、第 23 条を第 22 条とする。

第 24 条中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第 23 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。